

担当 広共同事務センター

紫陽花が大輪の花を咲かせる頃となりました。
今回は、自家用車の公務使用についてお知らせします。



■ 自家用車公務使用について

旅行（出張）は、公共交通機関又は公用車を利用することが原則ですが、「自家用車の公務使用に関する取扱い要領」に定める用務及び要件に該当する場合に限り、所属長は自家用車を公務に使用することを認めることができます。

用務

- ・非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- ・児童・生徒の負傷、疾病に伴う救急業務
- ・児童・生徒に対する緊急の補導業務
- ・交通機関を利用した場合、公務の遂行が著しく遅滞したり、困難となる用務のうち次に掲げるもの
 - ・他校兼務
 - ・在宅児童・生徒に対する訪問教育指導
 - ・家庭訪問・生徒指導
 - ・長期にわたる研修受講のための通勤類似の出張
 - ・多量な書類又は物品の運搬
 - ・多額な金銭等の運搬
 - ・授業等の内勤業務と出張用務との両者を効率的に行うため、自家用車を使用させる必要があると認められる場合
 - ・学校管理下において行われる教育活動における児童・生徒の引率又は指導
 - ・その他これらに類似する用務

要件

- ・庁用自動車（公用車）が使用できないこと
- ・原則として県内における用務で運転時間が1日5時間を超えないこと（自動二輪等は3時間）
- ・対人無制限、対物1000万円以上、他の職員又は児童・生徒を同乗させる場合は、同乗者賠償1000万円以上の任意保険の契約を締結していること
- ・事故発生時には保険金を損害賠償にあてることについて承諾していること
- ・過去1年以内に、交通違反により任命権者からの行政処分や刑罰を受けていないこと
- ・職員自らが運転すること（職員の心身の状態、運転経歴からみて適当と認められること）
- ・自家用車が充分整備されていること

これらすべての
要件を満たす
場合に限りです。



～児童・生徒を同乗させる場合～

学校管理下において行われる教育活動における児童生徒の引率又は指導の用務で他に適当な手段がないと認められる場合、児童生徒の同乗を承認することができます。

①旅行命令に基づく承認

旅行命令簿の備考欄に「児童（生徒）〇名同乗」と記入し、所属長に提出する。

②旅行命令によらない承認（クラブ等の引率）

「自家用車公務使用・児童・生徒同乗承認簿」をその都度提出し、所属長の承認を受ける。

■ 自家用車公務使用登録簿の記入例

別記様式第1号(第5関係)

決 裁	
-----	--

新規 or 変更

車検証、自賠責、任意保険の有効期限が切れる前に、提出してください。車を買換えた場合も忘れずをお願いします。

新規
変更

平成 28 年 6 月 20 日

所 属 長 様

所属 呉市立〇〇小学校

職名 教諭

氏名 呉 太郎



自家用車を公務に使用するため、次のとおり登録します。

なお、登録に当たっては、「交通事故が発生した場合は、自賠責保険(共済)及び任意保険(共済)の保険金(共済金)を損害賠償のために充てること」を承諾します。



車検証と保険証のコピーを添付する場合は、記入不要

自動車免許の種類		普通		免許取得年月日		平成20年5月15日		
使 川 す る 自 家 用 車 (共 済)	車名 車種	トヨタ 〇〇〇〇	年式 型	平成27年式 BDC25	車台番号	BCD25-0258155		
	乗車定員	5人	登録(車両)番号	広〇502〇1415	取得年月日	平成27年7月4日		
	車検証の有効期限	平成30年7月3日		車検証記載の使用者の氏名等(続柄)	呉 太郎 (本人)			
	損害保険の種類別	契約先	証書番号	担保種類	保険期間	保険金額(免責金額)	契約者名(続 柄)	
	自賠責	保険・共済	〇〇損保	N12345678	H27.7.4 ~ H30.7.4		呉 花子 (妻)	
	任意 保 険	対 人	〇〇損保	A98765432	全年齢担保	H28.6.20 ~ H29.6.20	無制限	呉 花子 (妻)
		対 物	"	"	"	"	"	"
		その他 (搭乗者)	"	"	"	"	1000万円	"
備 考	変更の場合の例 ・車の変更 ・車検証の更新 任意保険の更新							

※車検証と保険証のコピーを添付する場合、「使用する自家用車」欄の記入不要

サービス「一問一答」

自家用車公務使用

Q. 自家用車で通勤している職員から、「用務地に駐車場が用意されていないので、一旦、自宅に自家用車を置きに帰り、そこから公共交通機関で旅行したい」という申出があったが、どのように旅行命令を発すればよいか。

A. 通常、自宅における用務はないことから、自宅を経由させる(=自宅を用務地の1つとする)旅行命令を発することはできない。このため、原則どおり公共交通機関による在勤庁発着の旅行命令が基本となる。なお、在勤庁から最寄りの公共交通機関の駅等までの間について自家用車の公務使用の要件に該当するのであれば、自家用車及び公共交通機関の両方を利用する旅行命令を発することは可能である。

【旅行命令Q & A (平成28年2月) 5 自家用車公務使用 Q29】